

○ 施設運営主体

名称	社会福祉法人乃木愛育会
所在地	松江市浜乃木6丁目22番14号
電話番号	0852-21-9560
代表者名	理事長 小立 孝司

○ 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	乃木保育所
施設の所在地	松江市浜乃木6丁目22番14号
連絡先	電話番号 0852-21-9560 FAX 0852-21-9557
管理者	所長 小砂 あゆみ
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 48人 満1歳以上満3歳未満の児童 34人 満1歳未満の児童 8人
開設年月日	昭和40年7月1日

○ 当所における施設・整備等概要

(1) 施設

敷地	敷地面積	2096.52 m ²
	屋外遊戯場の面積	750 m ²
園舎	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建	942.51 m ²
	鉄骨瓦鉛メッキ銅版葺平屋建	56.93 m ²
	鉄骨造合板メッキ平屋建	55.19 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
ほふく室	2室	
保育室	3室	
遊戯室	1室	
調理室	1室	
一時預かり保育室	1室	
多目的ホール	1室	
事務室	1室	

○ 職員の設置状況

職 種	人 数	常 勤	非常勤	備 考
所 長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	20	13	7	
看護師	1		1	
栄養士	2	1	1	
調理員	1		1	
事務長	1		1	
清掃員	1		1	
人数計	29	17	12	

当所では、「松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月松江市条例第89号。以下「条例」という。）」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

○ 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
主任保育士	正規の勤務時間帯（７：１０～１９：２０）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（７：１０～１９：２０）
保育士	正規の勤務時間帯（７：１０～１９：２０）
看護師	正規の勤務時間帯（８：３０～１６：３０）
栄養士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
調理員	正規の勤務時間帯（９：００～１３：３０）
事務長	正規の勤務時間帯（８：４５～１４：３０）
清掃員	正規の勤務時間帯（１４：００～１７：００）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

○ 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合に保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

○ 嘱託医

当所は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名称	嘉戸小児科医院
医院長名	嘉戸 撰
所在地	松江市浜乃木４－７－２４
電話番号	０８５２－２３－３６３５

歯科

医療機関名称	古賀歯科医院
医院長名	古賀 宏
所在地	松江市浜乃木２－１４－１８
電話番号	０８５２－２７－８１１０

○ 緊急時の対応

お預かりしているお子さんに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

○ 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当所 ご利用相談窓口	・受付担当者	主任保育士
	・相談解決責任者	所長
	・ご利用時間	8:30～17:30
	・電話番号	0852-21-9560
	・FAX	0852-21-9557
第三者委員	來海正幸	電話番号 0852-25-7210
	安達和美	電話番号 0852-21-0932

※当所では、上記のほか、所内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

○ 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応いたします	
防災設備	・自動火災報知機	有
	・誘導灯	有
	・非常用警報装置	有
	・カーテン、敷物等の防災処理	有
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します	
避難場所	第一次避難場所	所庭及び送迎用駐車場
	第二次避難場所	うぐいす公園

○ 原子力災害時の対応

当所は島根原子力発電所から概ね30km以内に位置します。原子力災害が発生したら以下のように対応します。

※災害が発生した場合保護者へメール・電話等で災害情報を提供します。

連絡を受けたら

- ・登所していない児童は登所しないようにして下さい。
- ・すでに登所している児童は保護者に迎えを要請します。

児童は建物内で待機し、保護者の迎えを待ちます。

○ 虐待防止のための措置

当所では所長を責任者として児童の人権の擁護及び虐待の防止を図ります。また、職員に対して、虐待防止のための研修を行います。

○ 利用者に対しての保険の種類

当所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険（ゼンポ 保育園賠償責任保険）
保険の内容	通院・入院・死亡（免責なし）